

○御前崎市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(平成 26 年 4 月 1 日告示第 91 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、御前崎市マスコットキャラクター「なみまる」及び「ふうちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し)

第 2 条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者が企画又は実施する各種イベント等で、市のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

2 貸出期間は、貸出日から返却日を含めて原則として 7 日以内とする。

(申請)

第 3 条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、受取希望日の 7 日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

(1) 御前崎市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(4) 営利目的のみの活動に使用するとき。

(5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しについて市長が不適切であると認めたとき。

(承認等)

第 4 条 市長は、着ぐるみの貸出しの可否について、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認・不承認通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 市長は、第 1 項に規定する貸出しの承認の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（遵守事項）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみ添付の注意事項及び取扱説明書を遵守すること。

（承認の取消し）

第7条 市長は、借用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により借用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認めたとき。

2 前項の規定により貸出しの承認を取り消された者は、直ちに、着ぐるみを返却しなければならない。

3 市長は、承認の取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（原状回復）

第8条 使用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（市の免責）

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1(第3条関係)

承認申請書

[別紙参照]

様式第2(第4条関係)

承認・不承認通知書

[別紙参照]